

## 千葉県多文化共生推進プラン策定懇談会設置要綱

### (設置)

第1条 県の様々な多文化共生施策を体系的に整理し、これらを効率的・効果的に進めるための千葉県多文化共生推進プラン（以下「プラン」という。）の策定に当たり、有識者や関係団体等から広く意見を聴取するため、「千葉県多文化共生推進プラン策定懇談会」（以下「懇談会」という。）を設置する。

なお、懇談会は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき法律又は条例により設置される附属機関の性質を有しない。

### (委員の所掌事務)

第2条 懇談会委員は、次に掲げる事項を行う。

- (1) プランの策定に当たり、専門的な立場から意見を述べること。
- (2) その他、プランの策定に必要な事項。

### (組織)

第3条 懇談会は、千葉の魅力担当部長が就任を依頼する委員10名以内をもって組織する。

- 2 委員の構成は、別表に掲げる各分野に関する有識者及び関係団体等とする。
- 3 懇談会に座長及び副座長を置く。
- 4 座長及び副座長は委員の互選により選任する。
- 5 座長は懇談会の議事を進行し、副座長は座長を補佐し座長に事故あるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第4条 懇談会は、必要に応じて千葉の魅力担当部長が招集する。

- 2 懇談会に欠席する委員は、当該会議に付議される事項につき、書面により意見を提出することができる。

### (会議の公開)

第5条 懇談会は、原則として公開するものとする。ただし、公開することにより、当該会議の公正又は円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合であって、懇談会において会議の一部又は全部を公開しないことと決定したときは、この限りではない。

### (庶務)

第6条 懇談会の庶務は、千葉県総合企画部国際課が行う。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇談会に関し、必要な事項は別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年8月26日から施行する。

(失効)

2 この要綱は施行日以降、プランが公表されたときに、その効力を失う。

別表 千葉県多文化共生推進プラン策定懇談会 構成分野

区 分	分 野
学識経験者	多文化共生・日本語教育・国際理解分野
国際交流・支援団体	地域国際化協会
	市町村国際交流協会
	多文化共生に係る市民活動団体
分野経験者	教育分野
	医療・福祉分野
	防災分野
市町村	多文化共生担当部署